

固定資産税についてののお知らせ

固定資産(土地・家屋・償却資産)の 異動申告は平成19年1月19日(金)までに!!

平成18年中(平成18年1月1日～12月31日)に、次のような異動があった場合は、必ず申告してください。

■土地・家屋

- ①家屋を取り壊した場合
- ②登記をしていない家屋の所有者が変わった場合
- ③土地の状態や利用状況が変わった場合

※登記が完了した土地異動・所有権移転の場合は申告は不要です。

- ④その他、今年4月にお届けした「課税明細書」の内容と比べて変更があった場合など

■償却資産

償却資産の所有者は、地方税法により毎年1月1日時点の償却資産の現状を申

告しなければならぬことになっていきます。

昨年度以前から申告をしている方には、12月中旬に申告書を送付しますので、同封の「償却資産明細書」を参考に申告してください。

また、今回初めて申告される方は、全資産を申告してください。

※申告書をお持ちでない方は、連絡ください。

〈償却資産とは〉

会社や個人で、工場・商店などを経営、または農・林・水産業を営んでいる方が、その事業のために用いる機械・器具・備品などの資産をいいます。

〈農業用資産の扱いは〉

農業用の機械・備品(乾

燥機・籾すり機・精米機など)は償却資産として固定資産税の対象になりますので、必ず申告してください。

ご存じですか? 耐震改修をした住宅の 固定資産税が減額されます

住宅耐震改修に伴う 固定資産税の減額措置

平成18年1月1日以降に既

存住宅に対して耐震改修工事を実施し、次の要件を満たす場合は、固定資産税額が一定期間減額されます。

▽対象住宅

次のすべての要件を満たす住宅が減額の対象となります。

- ①昭和57年1月1日以前に建てられたもの
- ②平成18年1月1日～平成27



年12月31日までの間に、建

築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事を施したものを

- ③1戸当たりの工事費が30万円以上のもの

▽減額税額

耐震改修をした住宅の固定資産税額の2分の1が減額されます。

※1戸につき120平方メートル相当分までが対象となります(併用住宅は居宅部分のみ)。

▽減額期間

減額される期間は、耐震

改修工事が完了した年の翌年度分から、工事完了時期に応じて次のとおりです。

耐震改修工事完了時期	固定資産税の減額期間
平成18年1月1日～ 平成21年12月31日	3年度分
平成22年1月1日～ 平成24年12月31日	2年度分
平成25年1月1日～ 平成27年12月31日	1年度分

▽減額手続

減額を受けようとする方は、耐震改修減額申告書に現行の耐震基準に適合した工事であることを証明する指定確認検査機関(地方公共団体・建築士・指定住宅性能評価機関・指定確認検査機関)などが発行する証明書、および耐震改修工事代金領収書を添えて、改修後、原則3カ月以内に申告してください。

《申告・問合せ》

税務課資産税係または各総合支所市民生活課